第６１８０号　令和８年１１月９日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇ 告　　示　　ページ

○ 一般廃棄物処理施設の変更の届出【環境局循環社会推進部施設課】　2

◇ 公　　告

○ 北九州広域都市計画事業長野津田土地区画整理事業の事業計画の認可
【都市戦略局都市再生推進部都市再生課】　4

北九州市告示第４０２号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第９条の３第８項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出があったので、同条第９項の規定により準用する同条第２項の規定により次のとおり告示し、届出書及び同条第１項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和８年１１月９日

北九州市長　武　内　和　久

１　届出者

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市長　武内　和久

２　一般廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区響町二丁目４番及び４番地先

３　一般廃棄物処理施設の種類

最終処分場（管理型）

４　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

焼却灰、不燃物（がれき類、がれき類以外）、石綿含有一般廃棄物

５　届出年月日

令和８年１１月２日

６　縦覧場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

７　縦覧期間

令和８年１１月９日から同年１２月９日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の毎日午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時１５分まで

８　意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和８年１２月２３日までに、上記縦覧場所に到着するように提出すること。

（１）　意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）　届出者

（３）　一般廃棄物処理施設の設置の場所

（４）　一般廃棄物処理施設の種類

（５）　生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市公告第７８８号

土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第３９条第１項の規定に基づき、北九州広域都市計画事業長野津田土地区画整理事業の事業計画（第３回変更）を認可したので、同条第４項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月９日

北九州市長　武　内　和　久

１　組合の名称

北九州市長野津田土地区画整理組合

２　事業施行期間

令和２年３月３０日から令和１０年３月３１日まで

３　施行地区

区域	
北九州市小倉南区	長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、津田一丁目、津田南町、大字長野及び大字津田の各一部

４　事務所の所在地

北九州市小倉南区津田一丁目１０番３２号

５　設立認可の年月日

令和２年３月３０日

６　変更認可の年月日

令和８年１１月９日